

○ 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）

改正案	現行
<p>第四十七条 削除</p> <p>（資産信託流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類）</p> <p>第一百三十三条 法第二百二十七条第二項において準用する法第九条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第二百六十九条第一項第三号に規定する軽微な内容の変更である場合 次に掲げる書類及び法第二百七十条の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 当該変更の内容が第二百二十三条第一項第二号に該当する場合 は、当該変更の原因となる決議を行った権利者集会（法第二百五十一条第一項に規定する種類権利者集会を含む。）の議事録</p>	<p>（特定資産の評価に関し専門的知識を有する者）</p> <p>第四十七条 令第十五条第五号に規定する内閣府令で定めるものは、指定格付機関であつて、その調査する特定資産を保有する特定目的会社が発行する資産対応証券のいずれかに格付を付与した者以外のものとする。</p> <p>（資産信託流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類）</p> <p>第一百三十三条 法第二百二十七条第二項において準用する法第九条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第二百六十九条第一項第三号に規定する軽微な内容の変更である場合 次に掲げる書類及び法第二百七十条の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 当該変更の内容が第二百二十二条第一項第二号に該当する場合 は、当該変更の原因となる決議を行った権利者集会（法第二百五十一条第一項に規定する種類権利者集会を含む。）の議事録</p>

の謄本又は裁判に係る裁判書の謄本若しくは抄本

ハ 当該変更の内容が第百二十三条第一項第三号に該当する場合は、資産信託流動化計画に従って、特定目的信託に係る債務の履行及び信託財産の処分により得られた金銭の分配を完了したことを証する書面

四 法第二百六十九条第一項第四号に規定する投資者の保護に反しないことが明らかな変更である場合 次に掲げる書類及び法第二百七十条の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面
イ 第百二十三条第二項第一号に掲げる場合は、同号に規定する承諾があつたことを証する書面

ロ 第百二十三条第二項第二号に掲げる場合は、同号に規定する同意があつたことを証する書面

ハ (略)

の謄本又は裁判に係る裁判書の謄本若しくは抄本

ハ 当該変更の内容が第百二十二条第一項第三号に該当する場合は、資産信託流動化計画に従って、特定目的信託に係る債務の履行及び信託財産の処分により得られた金銭の分配を完了したことを証する書面

四 法第二百六十九条第一項第四号に規定する投資者の保護に反しないことが明らかな変更である場合 次に掲げる書類及び法第二百七十条の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面
イ 第百二十二条第二項第一号に掲げる場合は、同号に規定する承諾があつたことを証する書面

ロ 第百二十二条第二項第二号に掲げる場合は、同号に規定する同意があつたことを証する書面

ハ (略)

資産の流動化に関する法律施行規則

改正案	現行
<p>別紙様式第13号（第100条第1項関係） （日本工業規格A4）</p> <p>6. 資産対応証券及び借入れの状況 (1) 総括表 (略)</p> <p>(第3面) (単位：千円)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意) 1. 本表は、当期末現在で残存する証券、借入れについて、各発行ごと、借入れごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、この書面の次に添付すること（なお、この場合には、様式の記載内容に加えて、各証券、各借入れごとの当初調達額及び期末残高の小計を記載すること。） 2. 「発行・借入れ時期」は、○年○月と記載すること。 3. 「うち外国人投資家保有額」は、当初調達額のうち非居住者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。）又は外国人（同項第七号に規定する外国人をいう。）からの資金調達額を記載すること。 4. 「募集方法」は、公募（金融商品取引法第2条第3項第1号又は第2号）、プロ私募（同項イ）又は少数人数私募（同号ロ）のいずれかを記載すること。 5. 「格付の内容」は、格付を取得している場合、当期末現在の格付及び当該格付を行った格付機関名を記載すること。 (2)～(4) (略)</p>	<p>別紙様式第13号（第100条第1項関係） （日本工業規格A4）</p> <p>6. 資産対応証券及び借入れの状況 (1) 総括表 (略)</p> <p>(第3面) (単位：千円)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意) 1. 本表は、当期末現在で残存する証券、借入れについて、各発行ごと、借入れごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、この書面の次に添付すること（なお、この場合には、様式の記載内容に加えて、各証券、各借入れごとの当初調達額及び期末残高の小計を記載すること。） 2. 「発行・借入れ時期」は、○年○月と記載すること。 3. 「うち外国人投資家保有額」は、当初調達額のうち非居住者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。）又は外国人（同項第七号に規定する外国人をいう。）からの資金調達額を記載すること。 4. 「募集方法」は、公募（金融商品取引法第2条第3項第1号又は第2号）、プロ私募（同項第2号イ）又は少数人数私募（同号ロ）のいずれかを記載すること。 4. 「格付の内容」は、格付を取得している場合、当期末現在の格付及び当該格付をおこなった格付機関名を記載すること。 (2)～(4) (略)</p>